

別記様式第1号(第四関係)

にほんまつし にいどのちく
二本松市新殿地区活性化計画

福島県二本松市

平成26年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	二本松市新殿地区活性化計画						
都道府県名	福島県	市町村名	二本松市	地区名(※1)	新殿地区	計画期間(※2)	平成26年度～29年度

目標 : (※3)

二本松市新殿地区は、平成23年3月11日発生の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質飛散により、農産物をはじめ物流等に甚大な被害をもたらした。特に農産物においては風評被害も相まって販売が激減したが、その後における放射性物質測定器の導入等による安全性の確保を図ることで、震災前の水準にまで回復しつつある。

本地区には、道の駅「さくらの郷」、国指定天然記念物「杉沢の大杉」、「合戦場のしだれ桜」など観光資源が豊富であり、近隣のみならず遠方からも多数の来訪者が観光に訪れる。中でも道の駅「さくらの郷」は、道路利用者の休憩の場であるのみならず、農産物直売所として地域振興の中核的施設であるが、既存施設では提供できるサービスに限界があることから、施設機能を拡充することにより、販売額の増加による地域農業の振興と、来訪者との交流の更なる促進を図る。目標として、計画期間における販売額の44.78%増加、及び交流人口の30.45%増加を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

当地区は、平成17年12月1日に合併し二本松市となる前の旧岩代町の新殿地区に当たり、標高350mから480m、大小高低の山が散在する丘陵地であり、丘陵地の中腹高台に小区画の耕地と集落が点在しており、周囲を山林が占めている。

総面積2,186haのうち、田241.1ha、畑624.8ha。総世帯数546のうち、農家世帯324。人口1,852人のうち、農業従事者556人の地区である。

現状と課題

道の駅さくらの郷は、平成17年4月に旧岩代町が、農産物直売・農村交流施設「さくらの郷」として整備したものである。平成25年3月27日に福島県内26番目の道の駅として登録された施設である。

福島県を縦断する国道349号線、横断する国道459号線が交差する場所に位置していることから、近年における交通量の増加に伴い施設利用者が増加してきており、道の駅登録もまた利用者が増加する一因となっている。これに伴い、建築面積250㎡弱である既存施設での利用者受入が限界に近付きつつあり、また、施設利用者から寄せられる農産物・加工品に対する要望が多様化しつつあるが、こちらも応えることができない状況となっている。

今後の展開方向等(※4)

本事業を導入し、今後の事業展開を見据え農産物加工施設を新設することにより、地域農業の振興を図る。また、施設利用者の要望に応え、魅力的な新しい産品を開発し提供することで、農村と都市部との交流を促進し、もって地域の活性化を図る。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
二本松市	新殿地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	二本松市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

新殿地区(福島県二本松市)	区域面積(※2)	2,186ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地区の総面積2,186haのうち農林地面積は1,828.6ha(83%)で、経営耕地面積は269.5ha、人口1,852人のうち農業従事者は556人(約30%)、世帯数546世帯のうち農家世帯数324世帯(約59%)を占めているという、農林業が重要な産業である。		
②法第3条第2号関係: 道の駅は道路利用者に対し、道路交通情報のみならず観光施設をはじめ地域の情報を広く発信するとともに、休憩・食事・農産物直売所において地域営農者との交流の場となる施設であり、既存の施設を最大限活用しつつ更なる機能向上を図ることで、より多くの来訪者に地域の魅力と農業の魅力を伝えることによって、交流人口を拡大することが重要である。		
③法第3条第3号関係: 当該地区は、市街化調整区域又は都市計画区域外で、典型的な中山間地域の農村集落である。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

交流人口については、本市が実施している施設利用実態調査に基づき、施設が完成した後、施設の利用状況及び活性化計画地域内における調査結果により確認する。評価に際しては、当該整備の実施による交流の促進について、第三者からの客観的な評価を行う。

販売額については、当該施設における売上額等報告に基づき、施設完成後における額により確認と評価を行う。